

業務委託契約約款（設計業務等（単債））新旧対照表

新	旧																		
<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、頭書の業務を頭書の委託期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。この場合において、受注者は、<u>頭書の出来高予定額及び支払限度額の表</u>の左欄に掲げる各会計年度について同表の中欄に掲げる出来高予定額に相応する業務の出来形部分を仕上げるものとし、発注者が受注者に対して支払う各会計年度における委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、同表の右欄に掲げる金額とする。ただし、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、これらの額を変更することができる。</p> <p><u>表（削除）</u></p> <p>3 発注者は、その意図する成果品を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p> <p>5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p> <p>9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。</p> <p>10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。</p> <p>12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、頭書の業務を頭書の委託期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。この場合において、受注者は、<u>次</u>の表の左欄に掲げる各会計年度について同表の中欄に掲げる出来高予定額に相応する業務の出来形部分を仕上げるものとし、発注者が受注者に対して支払う各会計年度における委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、同表の右欄に掲げる金額とする。ただし、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、これらの額を変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1182 662 2145 960"> <thead> <tr> <th>会計年度</th> <th>出来高予定額</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 発注者は、その意図する成果品を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p> <p>5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p> <p>9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。</p> <p>10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。</p> <p>12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての</p>	会計年度	出来高予定額	支払限度額	年度	円	円	年度	円	円	年度	円	円	年度	円	円	年度	円	円
会計年度	出来高予定額	支払限度額																	
年度	円	円																	
年度	円	円																	
年度	円	円																	
年度	円	円																	
年度	円	円																	

業務委託契約約款（設計業務等（単債））新旧対照表

新	旧												
<p>行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p> <p>第2条から第32条 （略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第33条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と頭書の完了期日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、<u>頭書の前払金の表の左欄に掲げる各会計年度において同表の右欄に掲げる金額以内とする</u>。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することができない。</p> <p><u>表（削除）</u></p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 発注者は、第1項の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>4 各会計年度の出来高予定額が著しく減額された場合において、支払済みの当該会計年度における前払金の額が減額後の出来高予定額の2分の1を超えるときは、発注者は、期限を定めて、受注者から当該前払金の額から当該出来高予定額の2分の1に相当する額を差し引い</u></p>	<p>行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p> <p>第2条から第32条 （略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第33条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と頭書の完了期日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、<u>次の表の左欄に掲げる各会計年度において同表の右欄に掲げる金額以内とする</u>。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することができない。</p> <table border="1" data-bbox="1182 820 2145 1118"> <thead> <tr> <th>会計年度</th> <th>前 払 金 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>新設</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 各会計年度の出来高予定額が著しく減額された場合において、支払済みの当該会計年度における前払金の額が減額後の出来高予定額の2分の1を超えるときは、発注者は、期限を定めて、受注者から当該前払金の額から当該出来高予定額の2分の1に相当する額を差し引い</u></p>	会計年度	前 払 金 の 額	年度	円	年度	円	年度	円	年度	円	年度	円
会計年度	前 払 金 の 額												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												

業務委託契約約款（設計業務等（単債））新旧対照表

新	旧
<p>て得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。</p> <p><u>5</u> 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p><u>6</u> 受注者は、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定にかかわらず、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。</p> <p><u>7</u> 受注者は、契約会計年度に翌会計年度分の前払金（第1項の規定による前払金に限る。以下この項において同じ。）を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定にかかわらず、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（<u>頭書の契約会計年度に翌会計年度の前払金を支払う際の翌会計年度に支払うべき前払金相当額</u>）を含めて前払金の支払いを請求することができる。</p> <p><u>8</u> 受注者は、前会計年度末における出来形部分に対する委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定にかかわらず、出来形部分に対する委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。</p> <p><u>9</u> 前会計年度末における出来形部分に対する委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、次条第2項の規定を準用する。</p> <p>（前払金保証契約の変更）</p> <p>第34条 受注者は、委託料の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、その変更に係る保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> 受注者は、前払金の額の変更を伴わない委託期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>第35条から第40条文（略）</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用した</p>	<p>て得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。</p> <p><u>4</u> 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p><u>5</u> 受注者は、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定にかかわらず、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。</p> <p><u>6</u> 受注者は、契約会計年度に翌会計年度分の前払金（第1項の規定による前払金に限る。以下この項において同じ。）を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定にかかわらず、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（<u>円以内</u>）を含めて前払金の支払いを請求することができる。</p> <p><u>7</u> 受注者は、前会計年度末における出来形部分に対する委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定にかかわらず、出来形部分に対する委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。</p> <p><u>8</u> 前会計年度末における出来形部分に対する委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、次条第2項の規定を準用する。</p> <p>（前払金保証契約の変更）</p> <p>第34条 受注者は、委託料の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、その変更に係る保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p>新設</p> <p><u>2</u> 受注者は、前払金の額の変更を伴わない委託期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>第35条から第40条（略）</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用した</p>

業務委託契約約款（設計業務等（単債））新旧対照表

新	旧
<p>とき。</p> <p>(3) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>(4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>(6) 契約の成果品の性質や当時者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(9) 第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の<u>代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>削除</u></p> <p>ロ <u>役員等が</u>、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p>ハ <u>役員等が</u>、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ニ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>ホ <u>役員等が</u>、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>	<p>とき。</p> <p>(3) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>(4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>(6) 契約の成果品の性質や当時者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>(9) 第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員<u>又は</u>その支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の<u>代表者</u>をいう。以下のこの号において同じ。）が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ハ 役員等が</u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>新設</u></p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>

業務委託契約約款（設計業務等（単債））新旧対照表

新	旧
<p>第41条の2から第47条の2 （略）</p> <p><u>（相殺）</u> <u>第47条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する請負代金請求権及びその他債権と相殺することができる。</u> <u>2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。</u> <u>3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。</u></p> <p>第48条から第55条 （略）</p> <p><u>（情報通信の技術を利用する方法）</u> <u>第56条 契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、各種法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>（以下省略）</p>	<p>第41条の2から第47条の2 （略）</p> <p><u>新設</u></p> <p>第48条から第55条 （略）</p> <p><u>新設</u></p> <p>（以下省略）</p>